

第7回船員保険事業運営懇談会

平成19年9月11日(火) 13:00~
於：全国都市会館 第2会議室

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 船員保険法改正法の成立等について
- (2) 施設検討小委員会について
- (3) 平成18年度船員保険特別会計決算等について
- (4) その他

3 閉 会

船員保険法の改正（概要）

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）を踏まえ、船員保険事業のうち職務上疾病・年金部門及び失業部門をそれぞれ労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に統合し、見直し後の船員保険の運営主体を全国健康保険協会とする等所要の改正を行う。（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）において一括改正）

見直しの背景

- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第 22 条
船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成 18 年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法…による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法…による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法…第 7 条の 2 第 1 項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成 22 年までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。

法案の概要

1. 雇用保険制度の見直しに伴う改正

- (1) 雇用保険の国庫負担の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る国庫負担の見直しを行う。
- (2) 雇用保険の保険料率の見直しに併せ、船員保険の失業部門に係る保険料率の見直しを行う。
- (3) その他、育児休業給付金の支給額の引上げ等、雇用保険と同様の改正を行う。

2. 船員保険制度の見直しに伴う改正

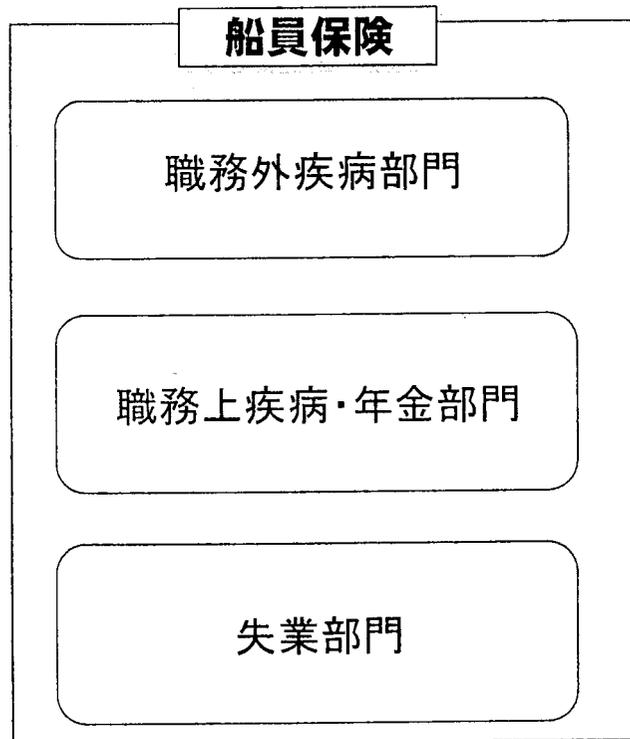
- (1) 雇用保険への統合を踏まえ、被保険者に係る保険料率を引き下げる。
- (2) 船員保険の職務上年金・疾病部門のうち、労働者災害補償保険に相当する部分を、労働者災害補償保険制度に統合する。
- (3) 船員保険の失業部門を、雇用保険制度に統合する。
- (4) その他の部分は引き続き船員保険として実施することとし、その業務を全国健康保険協会に移管する。

3. 施行期日

- | | |
|-------------------|---|
| 1 及び 2 の (1) について | 公布の日（一部 平成 19 年 4 月 1 日、平成 19 年 10 月 1 日） |
| 2 ((1) を除く) について | 日本年金機構法の施行の日（一部 平成 20 年 10 月 1 日） |

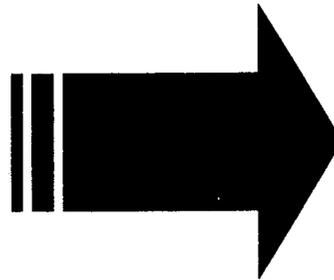
船員保険制度の見直しについて

〔現行制度〕



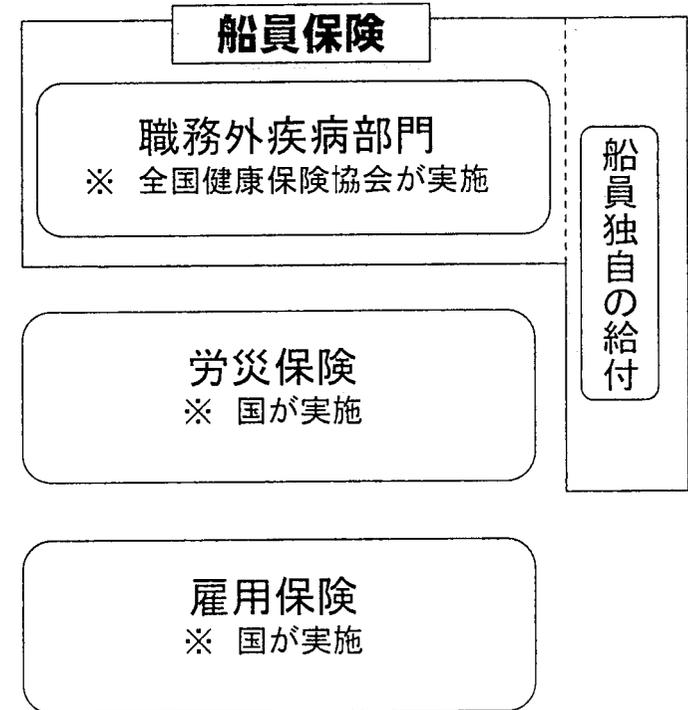
〔被保険者数〕 6.3万人 〔保険料率〕 187%
〔支出〕 疾病部門 387億円, 年金部門 171億円
失業部門 29億円
(17年度決算ベース)

○労災保険・雇用保険
と統合し、独自給付は
職務外疾病部門と一
体的に実施



○船員保険特別会計は
廃止

〔見直し後〕



雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱（抜粋）

第三 船員保険法の一部改正【平成十九年四月一日及び十月一日施行】

一 失業保険金の受給資格要件等の改正

失業保険金の受給資格要件、教育訓練給付、育児休業給付及び国庫負担について、雇用保険法と同様の改正を行うこと。（船員保険法第二十五条ノ三第二項、第三十三条ノ三、第三十六条第七項、附則第二十五項等関係）

二 船員保険の保険料率の改正

(一) 一般保険料率の引下げ

ア 失業等給付を受けることができる被保険者に係る一般保険料率を、千分の百十七に災害保険料率を加えた率から千分の百十三に災害保険料率を加えた率に引き下げること。（船員保険法第五十九条第五項関係）

イ 平成十九年四月から平成二十二年三月分までの一般保険料率のうち被保険者の負担に係る率を、

千分の五十二・五から千分の五十・五に引き下げること。(船員保険法附則第二十八項等関係)

(二) 一般保険料率の弾力的変更の範囲の改正

雇用の機会の減少等による失業に関する保険給付に充てるための一般保険料率の変更は、毎年度判断することとし、基本の一般保険料率から千分の四の範囲で行うことができるものとする。 (船員保険法第五十九条第十一項関係)

(三) その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 船員保険法の一部改正【平成二十年十月一日及び平成二十二年四月一日施行】

一 目的

船員保険法は、船員の職務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行うとともに、労働者災害補償保険による保険給付とあわせて船員の職務上の事由又は通勤による疾病、負傷、障害又は死亡に関して保険給付を行うこと等により、船員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とすること。(船員保険法第一条関係)

二 保険者に関する事項

(一) 管掌

ア 船員保険は、健康保険法による全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌するものとする
こと。（船員保険法第四条第一項関係）

イ 協会が管掌する船員保険の事業に関する業務のうち、被保険者の資格の取得及び喪失の確認、標準報酬月額等の決定及び保険料の徴収は、社会保険庁長官が行うこと。（船員保険法第四条第二項関係）

(二) 船員保険協議会等

ア 船員保険事業に関して船舶所有者及び被保険者（その意見を代表する者を含む。以下第四の二において同じ。）の意見を聴き、当該事業の円滑な運営を図るため、協会に船員保険協議会を置くこと。
。船員保険協議会の委員は、十二人以内とし、船舶所有者、被保険者及び学識経験者のうちから厚生労働大臣が任命すること。（船員保険法第六条、附則第二十条関係）

イ 協会の理事長は、船員保険事業に係る定款の変更、事業計画並びに予算及び決算等の立案をしよ

うとするときは、あらかじめ、船員保険協議会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないこと。また、当該事項については、協会における船員保険事業に係る業務の円滑な運営を確保する観点から、運営委員会の議を経なければならないこと。（船員保険法第七条第一項及び第二項関係）

ウ 協会は、船員保険事業に関する業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならないこと。（船員保険法第九条関係）

三 保険給付に関する事項

(一) 職務外の事由による疾病等に関する保険給付

この法律による職務外の事由（通勤を除く。）による疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関する保険給付は、療養の給付並びに入院時食事療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族療養費、高額療養費等の支給とすること。（船員保険法第二十九条第一項関係）

(二) 職務上の事由又は通勤による疾病等に関する保険給付

この法律による職務上の事由若しくは通勤による疾病、負傷、障害若しくは死亡等に関する保険給付は、休業手当金、障害年金、障害手当金、行方不明手当金、遺族年金、遺族一時金等の支給とする

こと。(船員保険法第二十九条第二項関係)

(三) 給付の実施に必要な情報の提供

厚生労働大臣は、協会に対し、職務上の事由又は通勤による支給事由に関する保険給付の実施に必要な情報の提供を行うものとする。 (船員保険法第五十条関係)

四 費用の負担に関する事項

(一) 保険料等の交付

政府は、協会が行う船員保険事業に要する費用に充てるため、協会に対し、社会保険庁長官が徴収した保険料等の額から社会保険庁長官の事務の執行に要する費用に相当する額(当該費用に係る国庫負担金の額を除く。)を控除した額を交付すること。(船員保険法第一百五十五条関係)

(二) 保険料率等

ア 一般保険料率は、疾病保険料率と災害保健福祉保険料率とを合計して得た率とすること。(船員保険法第二百二十条第一項関係)

イ 疾病保険料率は、保険給付に要する費用等に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つこと

ができるよう、千分の四十から千分の百十までの範囲内において協会が決定し、厚生労働大臣の認可を受けること。(船員保険法第二百一十一条第一項、第二項及び第五項関係)

ウ 協会が疾病保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長は、船員保険協議会の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならないこと。また、理事長は、船員保険協議会の意見を尊重しなければならないこと。(船員保険法第二百一十一条第三項及び第四項関係)

エ 災害保健福祉保険料率は、千分の十から千分の三十五までの範囲内において、疾病保険料率と同様の手続きを経て協会が決定すること。(船員保険法第二百一十二条関係)

(三) 保険料の負担区分

被保険者は、標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ疾病保険料率の二分の一に相当する率を乗じて得た額等を負担し、被保険者を使用する船舶所有者は当該被保険者が負担する額を除いた保険料額を負担すること。(船員保険法第二百一十五条第一項関係)

(四) 被保険者の負担に係る疾病保険料率に関する暫定措置

協会は、被保険者の負担に係る疾病保険料率について、当分の間、準備金の額、保険給付に要する

費用の予想額等を勘案し、期間を定めて、協会が定める率を控除することができるものとする。

(船員保険法附則第九条関係)

(五) その他

疾病任意継続被保険者等に係る保険料額の特例等の所要の規定の整備を行うこと。(船員保険法第二百二十五条第二項等関係)

五 その他

片仮名書き・文語体となっている表記を、平仮名書き・口語体に改め、表記の平易化を図ることその他所要の規定の整備を行うこと。

第九 その他

一 施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行すること。ただし、第一の一、二、三の(三)及び四並びに第三の一(国庫負担に係る部分を除く。)については平成十九年十月一日から、第四の二の(二)のアについては平成二十年十月一日から、第二、第四(二の(二)のアを除く。)、第六及び第八については平成二十二年

四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

二 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、その他関係法律の規定の整備を行うこと。

※ 日本年金機構法の成立により、平成二十二年四月一日施行部分の施行日は、日本年金機構法の施行日に改正されている。

【雇用保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

平成十九年四月十日

参議院厚生労働委員会

附 帯 決 議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一〇七 略

八、今後とも、雇用失業情勢に対応し、雇用対策の効果的な実施に努めるとともに、雇用保険がセーフティネットとしての機能を十分に果たすよう万全を期し、あわせて、その健全運営の確保に努めること。特に、失業認定等の基本手当に係る制度や育児休業給付その他の給付制度の運用については、その実態等を把握の上、不断に必要な改善を行うよう努めること。さらに、長期失業者等に対する諸外国における公費による補足的失業扶助制度について調査を行うこと。また、船員保険制度の雇用保険制度及び労災保険制度への統合等に当たっては、船員労働の特殊性を踏まえつつ、関係労使の意見を十分聴取し、制度の改変に伴う悪影響が生じないよう慎重に対応すること。

右決議する。

施行に向けての検討事項

船員保険事業運営懇談会報告書（抜粋） （船員保険制度の見直しについて）

Ⅲ 給付

1 労災保険の給付

(1) 総論

- 船員保険の職務上疾病・年金部門の給付であって、被保険者が傷病や障害を負った場合の所得保障であるもの等については、現行制度では、標準報酬月額を基礎としてその支給額を決定しているところであるが、統合後は、労災保険から給付するものについては、一般労働者との均衡を考慮し、労災保険で用いられている給付基礎日額を基礎としてその支給額を決定することとすべきである。
- ただし、給付基礎日額の算定に当たっては、船員の賃金が乗船時と下船時で大きく変動することが多い点を踏まえ、傷病等の場合の被保険者の生活の安定が図られるよう、必要に応じ、船員について算定の特例を設け、支給水準の平準化を図るべきである。
- 現行の職務上疾病・年金部門の給付については、労災保険から給付されるものと新船員保険から給付されるものとに区分されることとなるが、給付の請求に当たっての利便性を確保するため、労災保険の給付申請を受理する労働基準監督署及び新船員保険の給付申請を受理する機関における連携について検討すべきである。

(2) 各論

（通勤災害の範囲）

- 通勤災害の範囲については、船員保険法と労災保険法とで法令上の差異は生じていないが、船員の場合には陸上労働者と比べ特殊な勤務形態があることから、統合後の取扱いについても、現在の運用を踏まえて検討する必要がある。

（労務不能の認定）

- 休業補償を行う際の労務不能の認定については、船員保険においては、被保険者であった者の従前の職種に要求されると同程度の労務に耐え得るか否かを基準としている。一方、労災保険においては、従前の職種の労働をする

ことができない場合のみではなく、一般に労働不能であることが基準とされている。労災保険での取扱いに合わせることを原則とはなるが、船員労働の特殊性も考慮し、検討する必要がある。

2 雇用保険の給付

(2) 各論

(高齢である船員に係る給付)

- 高齢の船員に係る雇用安定のための施策については、労使の意見を踏まえた上で、必要に応じ国土交通省が厚生労働省と連携して検討を行うことが適当である。

4 新船員保険の職務上特別給付部門の給付

(1) 総論

- 現行の職務上疾病・年金部門の給付については、給付の請求に当たっての利便性を確保するため、労災保険の給付申請を受理する労働基準監督署及び新船員保険の給付申請を受理する機関の連携について検討するべきである。

(2) 各論

(労務不能の認定)

- 労災保険の休業（補償）給付は労務不能の認定を要するが、その上乘せとして支給される給付については、労災保険から基本となる給付が行われることを要件とすることから、実行上、労災保険の労務不能の認定に合わせることを原則とはなるが、船員労働の特殊性も考慮し、検討する必要がある。

IV 福祉事業

3 新船員保険の福祉事業

(生活習慣病予防健診事業の実施等)

- 平成20年度以降、生活習慣病の予防に関する保険者の役割が明確化され、被保険者・被扶養者に対する効果的・効率的な健診・保健指導を船員保険法により義務付けられることから、生活習慣病予防健診事業、巡回相談事業の重要性は今後も増大するものと見込まれるほか、高額医療費・出産費貸付事業の実施についても、医療保険者の福祉事業として重要性が高い。このため、引き続き新船員保険の福祉事業として実施すべきである。なお、健診及び保健指導の義務化を踏まえて、事業の実施体制等について検討が必要である。

(福祉施設の在り方)

<検討の背景>

- 宿泊施設に関する閣議決定、累次の審議会の意見、昨年の年金・健康保険の福祉施設をめぐる国会での法案審議等を踏まえ、国としては、保有する保養施設等（診療所、健康管理センターを含む。）を廃止し、病院についても整理合理化を進めていくことが求められており、船員保険の福祉施設も同様の状況にある。
- また、こうした国が保有する福祉施設の整理合理化が進められている中では、新船員保険の運営主体となる公法人においても福祉施設を保有することは困難な状況にある。
- 船員保険の福祉施設に要する経費（運営費、整備費等）は、年金及び健康保険の福祉施設と異なり、保険給付に要する費用とは区分され、全額が船舶所有者の負担による保険料により賄われているが、今後、船舶所有者は職務上年金部門の財政方式の変更に伴う積立金差額の償却に係る費用の負担等を賄わなくてはならない状況にある。

<対応の方向>

- 船員保険の福祉施設については、船員の海上勤務の特殊性を踏まえて、疲労回復、静養、家族との団らんの場の提供等を目的としており、船員の福利厚生の上昇に大きな役割を果たしてきた。
- このうち保養所等の宿泊施設については、船舶所有者の代表者、被保険者の代表者及び保険者の三者で構成する「船員保険福祉施設問題懇談会」において、これまでも福祉施設の在り方について協議・検討し、その見直しを行ってきており、過去最大70施設であったものを現在14施設までに減少さ

せ、整理合理化を進めてきた。

- これは、上記の国の保有する福祉施設の整理合理化の方針にも沿ったものであったが、依然として、施設整備費、経営委託費を受けても赤字経営の施設が見られること、さらに、公法人において福祉施設を保有することが難しい状況であること等も踏まえ、今後も引き続き、船員保険福祉施設の整理合理化に取り組む必要がある。
- この場合、保養施設等が、船員の福利厚生にこれまで果たしてきた役割に鑑み、今後も船員の福利厚生が確保される方策を検討する必要がある。また、新船員保険で行うべき福祉事業のうち、無線医療センターの運営や全国の漁港を巡回して実施する生活習慣病予防健診等については、洋上で負傷した場合等に医療機関にかかることができないという船員労働の特殊性や、船員の健康管理を行うという保険者としての役割を担っているため、施設の整理合理化が行われる場合であっても、これらの事業が適切に実施される方策を検討することが必要である。さらに、船員保険病院については、地域医療に果たす役割等にも留意しつつ検討することが必要である。
- 以上を踏まえ、整理合理化の具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、福祉施設に関する各方面の議論にも留意しつつ、船員保険被保険者及び船舶所有者の意見を十分配慮して、引き続き検討することが必要である。

IV 費用負担

3 新船員保険の保険料及び国庫負担

(統合前の失業部門に係る保険料等)

- 雇用保険については、前述の行政改革推進法の規定を踏まえ、また、安定した制度運営を確保し、直面する諸課題に対処するため、現在、保険料率や国庫負担の見直しを含め、制度の在り方について議論されているところである。統合前の船員保険の失業部門においても、こうした動きを踏まえ、対応を検討する必要がある。

(国庫負担)

- 職務上疾病・年金部門及び失業部門を労災保険及び雇用保険に統合した後の新船員保険事業に係る事務費については、原則として、従来どおり国庫負担により賄うことも考えられるが、制度の運営主体を国以外の公法人へ移行し、被保険者及び船舶所有者による自主自律の運営を確保するという観点を踏まえ、今後、その在り方を検討する必要がある。
- 他方、適用・徴収業務に係る事務費については、年金運営組織についての検討を踏まえ、今後、その在り方を検討する必要がある。

V 施行時期及び経過措置等

2 経過措置

(1) 職務上年金部門及び失業部門の移換金

(職務上年金部門の移換金)

- 職務上年金部門の統合に伴い、船員保険と労災保険の財政方式の違い
※により、統合前に支給事由の生じた受給者に係る将来の年金給付に要する資金（移換金）が約2,100億円必要となり、当該部門に係る積立金約700億円を除いた差額約1,400億円が残っている。（平成21年度末時点の見込み。なお、移換金の額は、施行に向けた準備を行う時点の推計に基づき、見直しを行う必要がある。）

<積立金及び資産>

- なお、積立金及び保険料率は、施行に向けた準備を行う時点で改めて推計を行い、見直しを行う必要がある。

<償却期間及び償却率>

- 本懇談会においては、被保険者数が平成27年度まで減少し続け平成27年度に3万人、3.5万人、4万人となる場合で償却期間を長期間置いたケースについて、参考として平準保険料率がどの程度になるかを試算した（※）が、移換金の額及び積立金の額と同様、施行に向けた準備を行う時点で具体的に推計を行い、償却のための保険料率を決定する必要がある。

(失業部門の移換金)

- なお、具体的な移換の額については、施行に向けた準備を行う時点で確定することが必要である。

3 制度見直しに関する周知

- 今回の船員保険制度の見直しに伴い、船員保険の被保険者及び船舶所有者が、制度の変更に関する情報が不足することにより、給付の申請等に際して不都合や不利益が生じることがないように、今後、制度の見直し内容について周知を十分に行うべきである。

船員保険事業運営懇談会施設検討小委員会開催要綱（案）

1. 設置目的

船員保険福祉施設事業については、「船員保険事業運営懇談会報告書」により、「整理合理化の具体的な進め方など福祉施設の取扱いについては、新船員保険制度発足までの間、福祉施設に関する各方面の議論にも留意しつつ、船員保険被保険者及び船舶所有者の意見を十分配慮して、引き続き検討することが必要である。」とされている。

このため、同事業に係る検討については、船員保険事業運営懇談会（以下、「懇談会」という。）の下に、施設検討小委員会を開催し、検討を行うこととする。

2. 施設検討小委員会における審議内容

- (1) 保養施設等の整理合理化について
- (2) 病院の整理合理化について
- (3) その他船員保険福祉施設に関すること

3. 参集者

施設検討小委員会の参集者は、委員及びオブザーバーとし、原則として懇談会の委員が兼務する。なお、委員及びオブザーバーは下記のとおり。（敬称略）

公益委員

野川 忍（東京学芸大学教育学部教授）

被保険者側委員

大内 教正（全日本海員組合 副組合長）
高橋 健二（全日本海員組合 総務局長）
三宅 隆（全日本海員組合 企画室担当中央執行委員）
清水 保（全日本海員組合 企画室長代行）

船舶所有者側委員

江口 光三（社団法人日本船主協会 労政委員会委員）
岡本 豊（社団法人日本旅客船協会 副会長）
三木 孝幸（日本内航海運組合総連合会 広報委員会委員）
小坂 智規（社団法人大日本水産会 常務理事）

オブザーバー

木村 裕士（日本労働組合総連合会 総合政策局長）
遠藤 寿行（社団法人日本経済団体連合会 経済第三本部副本部長）
福岡 真人（財団法人船員保険会 常務理事）

4. 施設検討小委員会の議事の運営について

議事の運営のあり方については、施設検討小委員会において定めるものとする。

船員保険事業運営懇談会の開催について

1 開催の趣旨

船員保険の事業運営等について、保険料拠出者や利用者の意見を反映させ、適正な事業運営を行うことを目的として、「船員保険事業運営懇談会」を開催する。

2 船員保険事業運営懇談会における審議内容

- (1) 船員保険事業の適正な運営について
- (2) 船員保険福祉事業について
- (3) 船員保険制度の見直し等について
- (4) その他船員保険事業に関すること

3 船員保険事業運営懇談会の運営

- (1) 船員保険事業運営懇談会は、社会保険庁運営部長が関係者の参集を求めて開催する。
- (2) 社会保険庁運営部長は、必要に応じ、参集者以外の関係者の出席を求めることができる。
- (3) 船員保険事業運営懇談会は、船員保険の事業運営に係る、専門的事項についての調査又は検討を行うための会合を開催できることとする。
- (4) 船員保険事業運営懇談会は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (5) 船員保険事業運営懇談会の庶務は、庁内各課の協力を得て、運営部医療保険課において行う。

船員保険の平成 18 年度決算の概要

- 船員保険の平成 18 年度決算は、53 億円の黒字。
- 黒字決算は、平成 15 年度から 4 年連続。

- 1 全体としては、
 - ① 収入面では、昭和 47 年度以降実質 35 年連続で被保険者数は減少、及び平均標準報酬月額の減少に伴い、保険料収入が対前年度比で 18 億円の減少となったこと等から収入が 25 億円の減少。
 - ② 支出面では、職務上年金の増加等により、保険給付費が 6 億円増加したが、老人保健拠出金が 6 億円の減少、諸支出金が 4 億円の減少となったこと等から、支出が 4 億円の減少となった。
- 2 その結果、収入 689 億円に対し、支出 636 億円となり、対前年度比から 21 億円の減少となる 53 億円の黒字。
- 3 部門別では、
 - ① 疾病部門において、対前年度比で 20 億円の減少となる 34 億円の黒字
 - ② 失業部門において、対前年度比で 1 億円の改善となる 33 億円の黒字
 - ③ 年金部門において、対前年度比で 1 億円の減少となる 19 億円の赤字等となったところ。
- 4 なお、平成 18 年度末の積立金残高は、1,247 億円。これは、対前年度比で 53 億円の増加。

船員保険の平成18年度決算（全体）

（単位：億円）

区 分		平成17年度決算 (A)	平成18年度決算 (B)	差引 (B-A)	伸率
入 取	保 険 料 収 入	639	621	▲ 18	▲ 2.8 %
	一 般 会 計 よ り 受 入 れ	43	42	▲ 1	▲ 2.0 %
	厚 生 保 険 特 別 会 計 業 務 勘 定 よ り 受 入 れ	6	2	▲ 4	▲ 71.5 %
	運 用 収 入	17	13	▲ 3	▲ 19.9 %
	そ の 他	10	11	2	15.9 %
計		714	689	▲ 25	▲ 3.5 %
支 出	保 険 給 付 費	319	324	6	1.7 %
	老 人 保 健 拠 出 金	69	64	▲ 6	▲ 8.3 %
	退 職 者 給 付 拠 出 金	36	40	5	12.7 %
	介 護 納 付 金	30	31	0	1.0 %
	諸 支 出 金	129	126	▲ 4	▲ 2.9 %
	福 祉 事 業 費	37	35	▲ 2	▲ 6.3 %
	業 務 取 扱 費	16	16	▲ 1	▲ 5.3 %
	そ の 他	3	1	▲ 2	▲ 57.0 %
計		640	636	▲ 4	▲ 0.6 %
単 年 度 収 支 差		74	53	▲ 21	—
積 立 金 残 高		1,194	1,247	53	—

（注）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

(2) 失業部門

(単位：億円)

区 分		平成17年度決算 (A)	平成18年度決算 (B)	差引 (B-A)	伸率
収 入	保 険 料 収 入	53	52	▲ 1	▲ 2.4 %
	一般会計より受入れ	3	3	0	▲ 5.5 %
	そ の 他	5	3	▲ 2	▲ 42.7 %
	計	62	58	▲ 4	▲ 6.0 %
支 出	保 険 給 付 費	26	23	▲ 3	▲ 11.1 %
	そ の 他	3	1	▲ 2	▲ 57.0 %
	計	29	25	▲ 5	▲ 15.8 %
単 年 度 収 支 差		32	33	1	—

(注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

[基礎計数]

被 保 険 者 数	50,719人	49,521人	▲ 1,198人	▲ 2.4 %
平 均 標 準 報 酬 月 額	408,362円	407,983円	▲ 379円	▲ 0.1 %
平 均 賞 与 月 数	1.507月	1.502月	—	—
保 険 料 率	18.0‰	18.0‰	—	—
平 均 保 険 料 額	104,729円	104,640円	▲ 89円	▲ 0.1 %
被保険者1人当たり保険給付費	51,751円	47,119円	▲ 4,632円	▲ 9.0 %
被保険者1,000人当たり 失業保険金受給者数	21.01人	21.22人	0.21人	1.0 %

(3) 年金部門

(単位：億円)

区 分		平成17年度決算 (A)	平成18年度決算 (B)	差引 (B - A)	伸率
収 入	保 険 料 収 入	136	132	▲ 4	▲ 3.1 %
	一般会計より受入れ	0	0	0	▲ 10.2 %
	運 用 収 入	17	13	▲ 3	▲ 19.9 %
	雑 収 入	-	5	5	-
	計	153	151	▲ 2	▲ 1.5 %
支 出	保 険 給 付 費	41	44	3	6.9 %
	諸 支 出 金	129	126	▲ 4	▲ 2.9 %
	計	171	170	▲ 1	▲ 0.5 %
単 年 度 収 支 差		▲ 18	▲ 19	▲ 1	-

(注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

[基礎計数]

被 保 険 者 数	62,521人	60,971人	▲ 1,550人	▲ 2.5 %
平 均 標 準 報 酬 月 額	384,951円	383,222円	▲ 1,729円	▲ 0.4 %
平 均 賞 与 月 数	1.307月	1.314月	-	-
保 険 料 率	44.0%	44.0%	-	-
平 均 保 険 料 額	218,321円	216,954円	▲ 1,367円	▲ 0.6 %
被保険者1人当たり保険給付費	271,808円	277,416円	5,608円	2.1 %

船員保険の決算（全体）の推移

(単位：億円)

区 分		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度 (予 算)
収 入	保 険 料 収 入	819	763	719	710	666	682	652	639	621	584
	一般会計からの受入れ	61	63	57	57	54	54	49	43	42	40
	厚生保険特別会計 業務勘定からの受入れ	12	6	23	24	2	2	2	6	2	3
	運 用 収 入	44	39	31	30	24	20	15	17	13	14
	前年度剰余金受入	2	1	1	3	3	0	3	5	3	-
	そ の 他	3	4	13	2	4	4	3	4	8	6
	計	941	876	844	826	753	762	725	714	689	647
支 出	保 険 給 付 費	539	509	464	426	397	355	327	319	324	326
	老人保健拠出金	148	171	141	133	134	118	90	69	64	70
	退職者給付拠出金	26	29	30	32	33	32	32	36	40	47
	介 護 納 付 金	-	-	16	54	27	30	33	30	31	33
	諸 支 出 金	151	151	148	144	140	137	134	129	126	122
	福 祉 事 業 費	63	57	51	46	43	41	36	37	35	36
	業 務 取 扱 費	25	24	23	22	20	20	18	16	16	14
	そ の 他	1	1	2	3	0	3	5	3	1	3
計	953	942	875	860	795	734	674	640	636	651	
単 年 度 収 支 差	▲ 12	▲ 66	▲ 31	▲ 34	▲ 42	28	51	74	53	▲ 3	
積 立 金 残 高	1,215	1,149	1,118	1,083	1,041	1,069	1,120	1,194	1,247	1,243	
基 礎 計 数	被 保 険 者 数	(▲ 6.5%) 89,080人	(▲ 6.8%) 83,019人	(▲ 5.0%) 78,891人	(▲ 5.0%) 74,963人	(▲ 6.7%) 69,960人	(▲ 6.2%) 65,611人	(▲ 4.1%) 62,943人	(▲ 0.7%) 62,521人	(▲ 2.5%) 60,971人	(▲ 2.8%) 59,265人
	平 均 標 準 報 酬 月 額	(▲ 0.1%) 383,369円	(▲ 0.5%) 381,335円	(▲ 0.4%) 379,933円	(▲ 1.4%) 374,765円	(▲ 0.4%) 373,449円	(4.6%) 390,603円	(▲ 1.2%) 386,061円	(▲ 0.3%) 384,951円	(▲ 0.4%) 383,222円	(▲ 0.9%) 379,845円

(注1) 基礎計数は、年金部門に係るもの。

(注2) 基礎計数の () 内は、対前年度伸び率。

(注3) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

船員保険の平成20年度概算要求（全体）

（単位：億円）

区 分		平成19年度 予 算(A)	平成20年度 概算要求(B)	差 引 (B-A)	伸 率
収 入	保 険 料 収 入	584	591	7	1.2%
	一 般 会 計 より 受 入	40	41	1	2.0%
	運 用 収 入	14	12	▲2	▲11.6%
	年 金 特 別 会 計 業 務 勘 定 より 受 入	3	0	▲3	-
	独 立 行 政 法 人 福 祉 医 療 機 構 納 付 金	4	4	0	▲0.7%
	そ の 他	2	2	0	23.4%
	計	647	651	4	0.6%
	支 出	疾 病 保 険 給 付 費 及 保 険 者 納 付 金	368	372	4
年 金 保 険 給 付 費		49	49	1	1.5%
失 業 保 険 給 付 費		26	23	▲2	▲8.8%
介 護 納 付 金		33	30	▲3	▲10.5%
年 金 特 別 会 計 厚 生 年 金 勘 定 へ 繰 入		121	117	▲4	-
業 務 取 扱 費		14	32	17	118.8%
福 祉 事 業 費		36	39	3	8.5%
諸 支 出 金		1	1	0	0.2%
そ の 他		3	3	0	▲2.9%
計		651	666	15	2.3%
単 年 度 収 支 差		▲3	▲15	▲11	-
積 立 金 残 高	1,220	1,252	32	-	

（注1）平成19年度の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入は、諸支出金より分割して計上。

（注2）端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

船員保険の平成20年度概算要求（部門別）

(1) 疾病部門

(単位：億円)

区 分		平成19年度 予 算(A)	平成20年度 概算要求(B)	差 引 (B-A)	伸 率
収 入	保 険 料 収 入	381	383	2	0.6%
	医 療 分	348	354	6	1.9%
	介 護 分	33	29	▲4	▲12.6%
	一般会計より受入	30	30	0	0.0%
	年金特別会計 業務勘定より受入	3	0	▲3	-
	計	414	413	▲1	▲0.2%
支 出	疾 病 保 険 給 付 費	251	254	3	1.2%
	医 療 給 付 費	197	196	▲1	▲0.3%
	現 金 給 付 費	55	58	3	6.6%
	後期高齢者支援金	-	58	58	-
	前期高齢者納付金	-	37	37	-
	病床転換支援金	-	0	0	-
	老人保健拠出金	70	8	▲62	▲89.0%
	退職者給付拠出金	47	14	▲33	▲69.4%
	介 護 納 付 金	33	30	▲3	▲10.5%
	福 祉 事 業 費	0	0	0	538.4%
	そ の 他	3	3	0	0.0%
	計	403	404	1	0.1%
単年度収支差		11	10	▲1	-

(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

[基礎計数]

被 保 険 者 数 (医療分)	63,226人	62,568人	▲658人	▲1.0%
(介護分)	43,826人	41,859人	▲1,967人	▲4.5%
平均標準報酬月額 (医療分)	375,978円	384,498円	8,520円	2.3%
(介護分)	403,663円	412,589円	8,926円	2.2%
平均賞与月数 (医療分)	1.271月	1.328月	-	-
(介護分)	1.275月	1.302月	-	-
保 険 料 率 (医療分)	111.0‰	111.0‰	-	-
(介護分)	14.3‰	12.7‰	-	-
平均保険料額 (医療分)	549,932円	566,234円	16,302円	3.0%
(介護分)	75,932円	69,481円	▲6,451円	▲8.5%
被保険者1人当たり保険給付費	397,417円	406,588円	9,171円	2.3%
医療給付費	310,790円	313,234円	2,444円	0.8%
現金給付費	86,627円	93,354円	6,727円	7.8%

(2) 失業部門

(単位：億円)

区 分		平成19年度 予 算(A)	平成20年度 概算要求(B)	差 引 (B - A)	伸 率
収 入	保 険 料 収 入	36	36	0	▲ 0.0%
	一 般 会 計 よ り 受 入	2	3	0	11.6%
	計	38	38	0	0.0%
支 出	失 業 保 険 給 付 費	26	23	▲ 2	▲ 8.8%
	そ の 他	0	0	0	▲ 33.3%
	計	26	24	▲ 2	▲ 9.1%
単 年 度 収 支 差		12	15	3	-

(注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

〔基礎計数〕

被 保 険 者 数	48,229人	48,298人	69人	0.1%
平 均 標 準 報 酬 月 額	407,126円	411,062円	3,936円	1.0%
平 均 賞 与 月 数	1.495月	1.492月	—	—
保 険 料 率	12.0‰	12.0‰	—	—
平 均 保 険 料 額	74,113円	73,991円	▲ 122円	▲ 0.2%
被保険者1人当たり保険給付費	53,189円	48,437円	▲ 4,752円	▲ 8.9%

※失業部門の保険料率は、19年3月まで18‰、19年4月から12‰

(3) 年金部門

(単位：億円)

区 分		平成19年度 予 算(A)	平成20年度 概算要求(B)	差 引 (B-A)	伸 率
収 入	保 険 料 収 入	125	129	4	3.1%
	一 般 会 計 よ り 受 入	0	0	0	▲ 13.0%
	運 用 収 入	14	12	▲ 2	▲ 11.6%
	独 立 行 政 法 人 福 祉				
	医 療 機 構 納 付 金	4	4	0	▲ 0.7%
	そ の 他	0	0	0	▲ 56.0%
	計	144	146	2	1.5%
支 出	年 金 保 険 給 付 費	49	49	1	1.5%
	年 金 特 別 会 計 厚 生				
	年 金 勘 定 へ 繰 入	121	117	▲ 4	-
	諸 支 出 金	1	1	0	0.2%
	そ の 他	1	1	0	0.0%
	計	171	168	▲ 3	▲ 1.7%
単 年 度 収 支 差		▲ 27	▲ 22	5	-

(注1) 平成19年度の年金特別会計厚生年金勘定へ繰入は、諸支出金より分割して計上。

(注2) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

〔基礎計数〕

被 保 険 者 数	59,265人	59,514人	249人	0.4%
平 均 標 準 報 酬 月 額	379,845円	388,119円	8,274円	2.2%
平 均 賞 与 月 数	1.271月	1.328月	—	—
保 険 料 率	44.0%	44.0%	—	—
平 均 保 険 料 額	211,064円	216,704円	5,640円	2.7%
被保険者1人当たり保険給付費	82,252円	83,154円	902円	1.1%

福祉事業予算額の内訳

(単位:千円)

事 項	平成19年度予算	平成20年度予算 (概算要求額)	差引増△減額
1 特別支給金の支給	2,170,759	2,135,766	△ 34,993
2 年金給付事務等に必要経費	74,762	56,714	△ 18,048
3 就学等援護費の支給	87,442	85,361	△ 2,081
4 船員保険事業運営懇談会に要する経費	1,031	1,036	5
5 整形外科療養の実施	26,460	27,160	700
6 疾病等予防検査	356,080	573,177	217,097
7 巡回相談事業	4,195	4,195	0
8 衛生担当者講習会の開催	1,883	1,890	7
9 無線医療センターの運営	9,544	9,592	48
10 洋上救急医療の援護	20,050	19,971	△ 79
11 病院等の設置・運営	239,361	207,323	△ 32,038
12 保養施設の設置・運営	179,651	152,858	△ 26,793
13 日本船員福利雇用センターへの補助	261,067	253,984	△ 7,083
14 船員災害防止協会への補助	42,370	42,413	43
15 未払賃金立替払い	35,200	133,760	98,560
16 移転費の支給	7,308	7,308	0
17 就職促進手当の支給	178	178	0
18 高額医療貸付事業	1,188	3,855	2,667
19 出産費貸付事業	309	5,702	5,393
20 船員保険講習会の実施	6,812	6,794	△ 18
21 石綿肺による無料健康診断の実施	15,268	72,880	57,612
22 船員保険制度等の広報周知	1,421	1,395	△ 26
23 医療費適正化に係る経費	7,201	49,863	42,662
24 被保険者の指導に係る経費	17,850	18,276	426
25 医療受給者の調査に係る費用	373	0	△ 373
合 計	3,567,763	3,871,451	303,688

船員保険特別会計 部門別積立金の状況

(単位：億円)

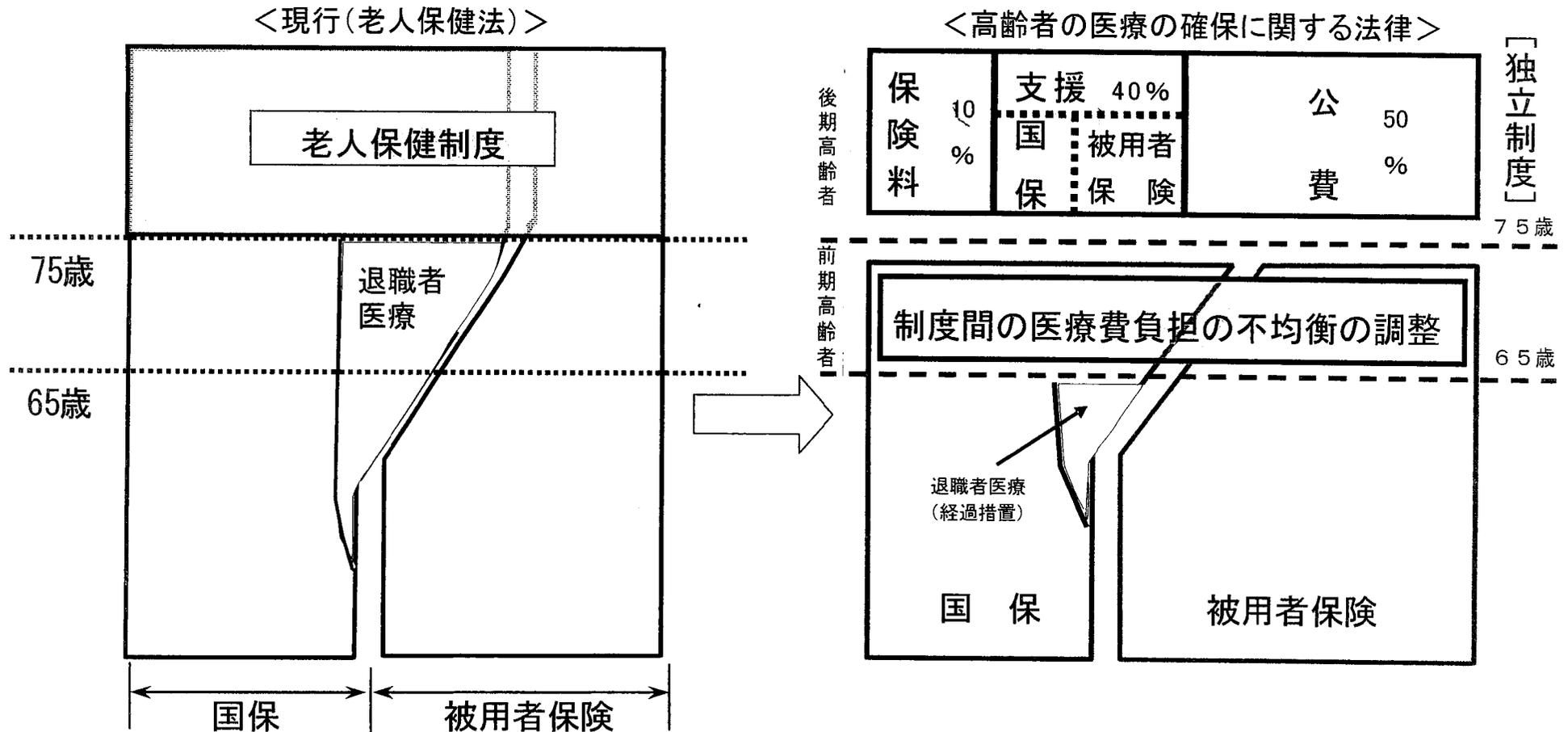
年 度	疾 病 部 門		失 業 部 門		年 金 部 門		福 祉 部 門		業 務 取 扱 部 門		合 計	
	単年度収支差	積立金残高	単年度収支差	積立金残高	単年度収支差	積立金残高	単年度収支差	積立金残高	単年度収支差	積立金残高	単年度収支差	積立金残高
昭和34	1	▲2	1	11	17	94	0	2	1	2	20	107
35	2	0	1	12	23	117	0	2	0	3	28	135
36	4	4	2	14	30	147	0	2	1	3	36	171
37	3	7	0	14	38	185	0	2	1	4	42	213
38	▲1	6	▲1	13	45	230	0	3	2	6	45	258
39	▲12	▲6	0	13	51	281	1	3	1	7	41	300
40	▲15	▲21	1	14	77	358	1	5	1	9	64	364
41	▲4	▲24	0	14	92	450	1	6	1	10	91	455
42	5	▲20	1	15	105	554	1	7	2	12	114	569
43	11	▲8	4	18	123	677	2	9	2	14	142	711
44	19	11	4	23	151	828	1	11	3	17	179	890
45	19	30	5	28	190	1,018	1	12	2	19	218	1,108
46	36	66	3	31	237	1,256	2	14	3	22	282	1,389
47	26	93	0	31	281	1,536	0	14	4	26	310	1,699
48	29	122	4	35	325	1,861	1	15	5	30	364	2,064
49	▲11	111	5	40	377	2,238	5	21	6	36	382	2,446
50	▲60	51	▲6	33	376	2,614	7	28	6	42	324	2,769
51	▲69	▲17	▲9	25	424	3,038	6	34	7	50	360	3,130
52	▲65	▲83	▲6	19	445	3,483	9	43	2	52	386	3,515
53	▲95	▲178	▲27	▲8	390	3,873	▲2	41	1	53	267	3,782
54	▲110	▲287	▲9	▲17	321	4,193	▲10	31	1	54	193	3,975
55	▲118	▲405	▲1	▲18	258	4,452	▲8	23	0	54	132	4,107
56	▲50	▲454	▲10	▲28	224	4,676	▲3	21	1	55	162	4,269
57	24	▲431	▲13	▲41	89	4,765	1	22	1	56	102	4,371
58	29	▲402	▲25	▲66	▲18	4,747	10	32	1	57	▲3	4,368
59	57	▲344	▲12	▲78	▲159	4,588	13	45	2	59	▲99	4,269
60	45	▲300	2	▲77	▲375	4,213	3	48	▲1	58	▲327	3,942
61	33	▲266	▲8	▲85	320	916	0	47	0	58	344	670
62	▲1	▲267	▲22	▲107	▲15	902	▲6	41	1	59	▲42	628
63	▲15	▲282	▲18	▲126	38	939	▲7	35	1	60	▲1	627
平成元	▲4	▲286	30	▲96	▲31	909	▲1	34	▲5	55	▲11	616
2	54	▲232	35	▲61	▲14	895	4	38	1	56	80	696
3	60	▲173	33	▲28	36	931	4	42	0	56	133	829
4	44	▲129	35	7	27	959	4	46	0	57	110	939
5	39	▲91	27	35	24	983	▲1	45	▲1	56	88	1,027
6	29	▲62	24	59	19	1,001	▲3	42	0	55	68	1,095
7	31	▲31	20	80	21	1,022	▲4	38	▲1	54	67	1,163
8	10	▲20	19	98	11	1,033	▲8	30	▲1	53	31	1,194
9	21	0	14	112	8	1,042	▲9	21	▲1	52	33	1,227
10	19	19	▲16	96	▲3	1,039	▲10	11	▲2	50	▲12	1,215
11	▲26	▲7	▲14	83	▲18	1,020	▲7	3	▲1	49	▲66	1,149
12	▲3	▲10	3	85	▲35	986	6	9	▲2	48	▲31	1,118
13	▲4	▲14	9	94	▲38	948	0	9	▲1	46	▲34	1,083
14	3	▲11	4	98	▲48	900	▲1	8	▲1	46	▲42	1,041
15	55	44	20	118	▲50	850	2	10	0	46	28	1,069
16	35	80	30	148	▲20	830	5	15	1	47	51	1,120
17	56	135	29	178	▲17	813	5	20	1	48	74	1,194
18	34	169	33	211	▲19	794	5	25	1	48	53	1,247
19見込	22	191	16	227	▲20	774	1	26	1	49	20	1,267
20予定	10	200	15	241	▲22	752	▲1	25	▲16	33	▲15	1,252

(注1) 昭和62年4月1日、職務外相当積立金(3,616億円)を厚生保険特別会計へ移換。
 (注2) 19見込は20年度概算要求に伴う見直し、20予定は20年度概算要求の単年度収支差を基に積立金残高を算出。
 (注3) 端数整理のため計数が整合しない場合がある。

6-

新たな高齢者医療制度の創設(平成20年4月)

- 75歳以上の後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成20年度に独立した医療制度を創設する。
- あわせて、65歳から74歳の前期高齢者については、退職者が国民健康保険に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることから、これを調整する制度を創設する。
- 現行の退職者医療制度は廃止する。ただし、現行制度からの円滑な移行を図るため、平成26年度までの間における65歳未満の退職者を対象として現行の退職者医療制度を存続させる経過措置を講ずる。



H19. 9. 11

船員保険における特定健康診査等の実施について(案)

社会保険庁運営部医療保険課

1 船員保険生活習慣病予防健診

○健診の種類と対象者(概要)

・健診の種類

一般健診、巡回健診、総合健診、C型肝炎ウィルス検査、子宮・乳ガン検査

・一般健診等の対象者

(1) 被保険者のうち、当該年度において35歳以上の方。

(2) 被扶養配偶者のうち、当該年度において40歳以上の方。

(3) 受診申込日前3ヶ月以内に被保険者資格を喪失した方のうち、当該年度において35歳以上の方。

(ただし、市町村の国民健康保険加入者に限る)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
検査費 (単位：千円)	383,177 (▲5.3%)	384,259 (0.3%)	325,039 (▲15.4%)	309,441 (▲4.8%)	290,855 (▲6.0%)
生活習慣病予防 健診実施者数 (単位：人)	19,979 (▲4.9%)	19,987 (0.04%)	19,051 (▲4.7%)	18,623 (▲2.2%)	18,417 (▲1.1%)

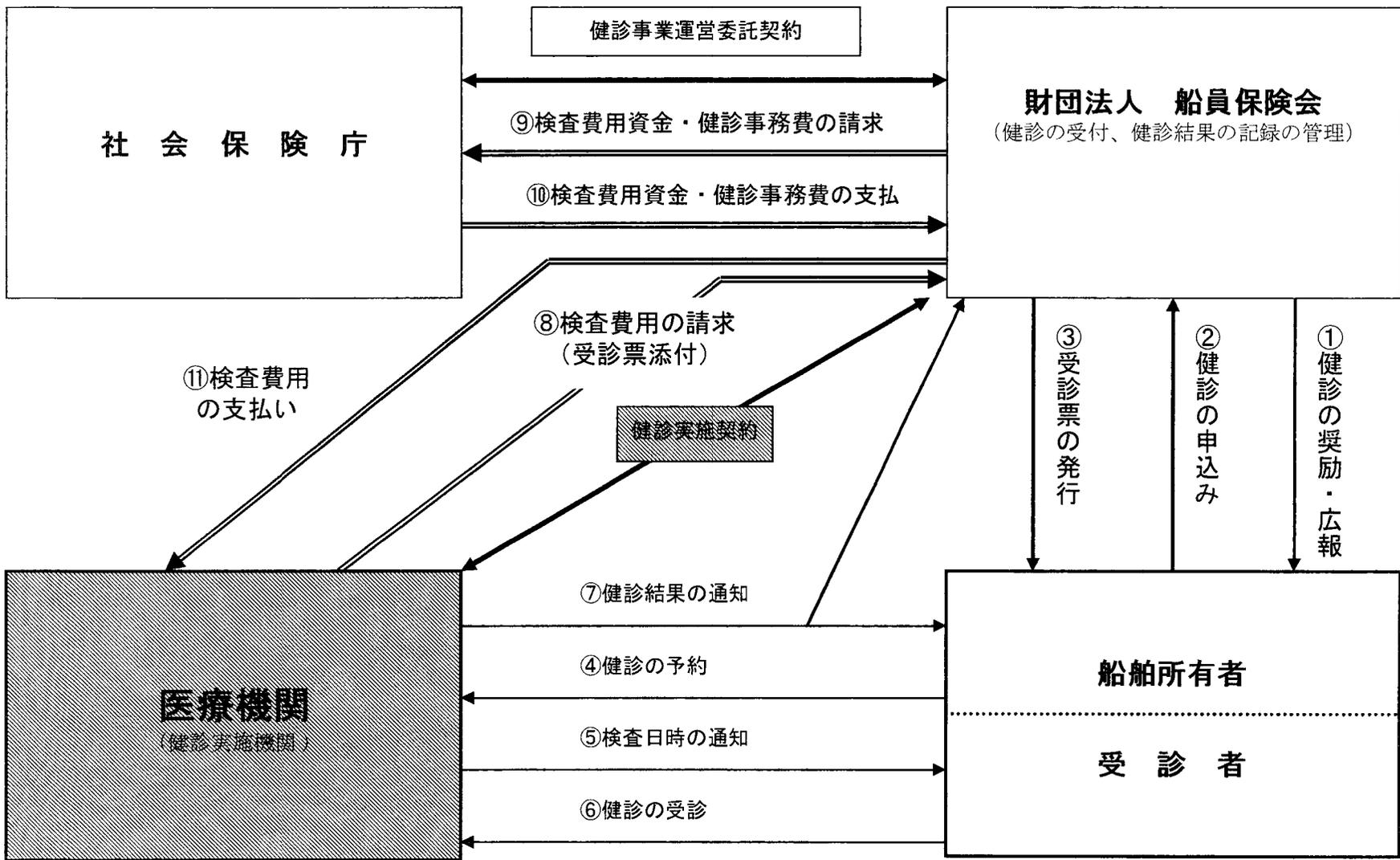
(注) 括弧内は、対前年度伸び率。

・「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行により、平成20年度からすべての保険者に対し、40歳以上の被保険者等を対象として、「メタボリックシンドローム(糖尿病、高血圧症、高脂血症などの生活習慣病のリスクが重なって存在する状態である内臓脂肪症候群)」に着目した特定健診及び特定保健指導が義務付けられることとされた。

船員保険については、平成20年4月からの特定健診等の実施に向け、現行の生活習慣病予防健診事業において、健診受診率等向上のための健診実施機関の拡大及び事後指導の拡充を図ることとしている。

(参考1)

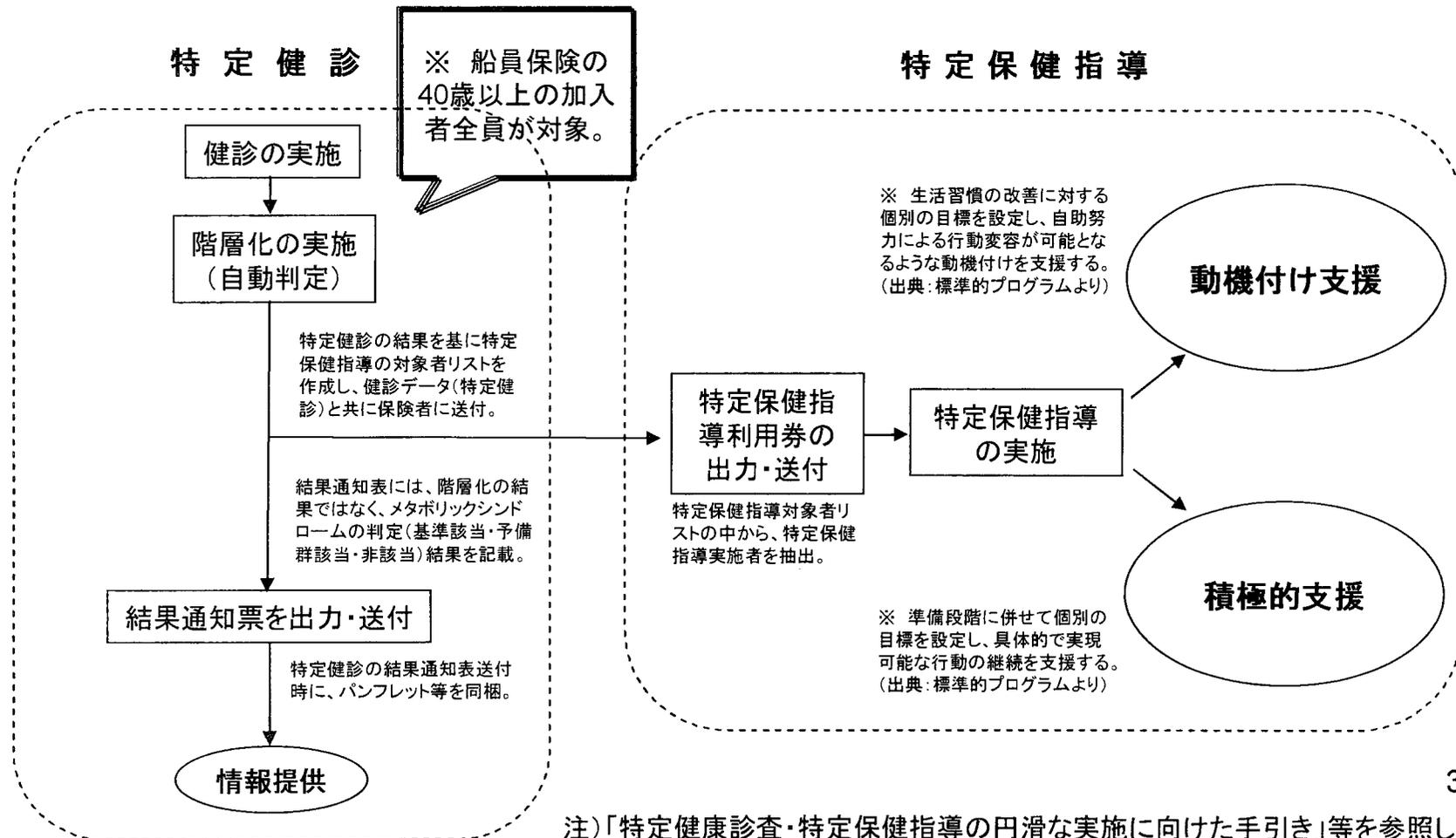
船員保険の生活習慣病予防健診事業の流れ



2 特定健康診査及び特定保健指導の概要

これまでの健診・保健指導は、個別疾病の早期発見、早期治療が目的となっており、そのため、健診後の保健指導は「要精検」や「要治療」となった者に対する受診勧奨を行うこと、また、高血圧、高脂血症、糖尿病、肝臓病などの疾患を中心とした保健指導を行ってきた。

今後の健診・保健指導は、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行い、糖尿病等の有病者・予備群を減少させることが目的となる。(「標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)」より(以下「標準的プログラム」という。))



船員保険での特定健診実施に伴う生活習慣病予防健診項目(案)との対比

(H19.7.11現在)

(参考2) 船員保険の被保険者等の主な健診項目の対比

	船員保険			特定健診
	総合健診(案)	一般健診(案)	巡回健診(案)	
診察等	質問(問診)	○	○	○
	計	○	○	○
	身長	○	○	○
	体重	○	○	○
	肥満度・標準体重	○	○	○
	腹囲	○	○	○
	視力	○	○	○
	色覚	○	○	○
	聴力	○	○	○
	握力	○	○	○
	胸部聴診・腹部聴診	○	○	○
脂質	血圧(座位)	○	○	○
	膝蓋腱反射	○	○	○
	総コレステロール定量	○	○	○
	中性脂肪	○	○	○
肝機能	HDL-コレステロール	○	○	○
	LDL-コレステロール	○	○	○
	ZTT	○	◇	◇
	TTT	○	◇	◇
	GOT	○	○	○
	GPT	○	○	○
	γ-GTP	○	○	○
	ALP	○	○	○
	総蛋白	○	○	○
	アルブミン	○	○	○
代謝系	総ビリルビン	○	○	○
	LDH	○	○	○
	アミラーゼ	○	○	○
	カルシウム	○	○	○
	尿酸窒素	○	○	○
	コリンエステラーゼ	○	○	○
	A/G比	○	○	○
	空腹時血糖	○	◆	◆
	尿糖	○	◆	◆
	尿酸	○	○	○
大腸	ヘモグロビンA1C	○	◆	◆
	免疫学的便潜血検査	○	○	○
血液	虫卵(塗抹法)	○	○	○
	ヘマトクリット値	○	○	○
	血色素測定	○	○	○
	赤血球数	○	○	○
	白血球数	○	○	○
	血小板	○	○	○
腎機能	血液像	○	○	○
	赤沈	○	○	○
	尿蛋白	○	○	○
	潜血	○	○	○
	尿沈渣	○	○	○
	血清クレアチニン	○	○	○
	ウロビリノーゲン	○	○	○
	比重	○	○	○
	ケトン体	○	○	○
	PH	○	○	○
呼吸機能	肺活量	○	○	○
	1秒料・1秒率	○	○	○
梅毒	12誘導心電図	○	○	○
	TPHA試験	○	○	○
眼底	RPR法	○	○	○
	眼圧	○	□	□
肺	胸部X線	○	○	○
	喀痰細胞診	○	○	○
胃	胃内視鏡	○	○	○
	胃内視鏡	□	□	□
腹	腹部X線	○	○	○
	腹部超音波	○	○	○
血清反応	HBs抗原	△	△	△
	HCV抗体	△	△	△
	RAテスト	○	○	○
	C反応性蛋白(CRP)	○	○	○
子宮頸ガン(スメア式)	ASLO	○	○	○
	乳ガン	△	△	△
X線(視診・触診併用)	乳ガン	△	△	△
	子宮頸ガン(スメア式)	△	△	△

(注)1. 平成19年度においては船員保険検査項目(総合健診を除く)のうち、尿糖・尿蛋白については、半定量又は定量のいずれかの選択項目である。
2. 検査項目のうち、網掛けの項目については、特定健診の実施により、追加(変更)予定の項目である。

- … 必須項目
- △… 受診者の希望により実施する項目
- … 医師の判断に基づき選択的に実施する項目
- ◇、◆… いずれかを実施
- … 35歳以上の船員の検査項目

3 被保険者の特定健診等への対応(実施)について

(1) 特定健診

現状、船員保険の生活習慣病予防健診事業は、(財)船員保険会(以下「船保会」という。)に委託し実施しているが、特定健診等の実施に際しては、船保会が保有する健診の申込受付の処理や健診結果の管理等のシステムの改修が必要であることなど課題も多いことから、現在、対応等について検討中である。

(2) 特定保健指導

船員保険においては、現状、事後指導実績が無く、船保会等において保健指導を行う保健師等を有していないことから、実施に際しては、船保会が保健師を雇用(契約)した上で委託するか、市町村と共同して実施することとなる。

しかしながら、船員保険の特定保健指導の対象者は、対象となる者が少ないと見込まれることや、地域的に集中することも想定されることから、健診結果に基づく保健指導対象者の階層化の状況を踏まえて対応することとする。

4 被扶養者に対する特定健診等について

(1) 特定健診

現行の被扶養配偶者の健診を廃止し、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診を実施することとする。

- ・ 被扶養者の住所を把握していないことから、現行と同様に船舶所有者を通じて受診の勧奨、申込、受診券の交付を行う。
- ・ 健診実施機関については、被扶養者の居住状況等を踏まえながら、現行の健診機関や巡回検診での受診を勧奨するとともに、被保険者と同様に健診実施機関の拡大を図る。
- ・ 指定する健診実施機関がない地域の被扶養者については、償還払いによる方法も検討する。
- ・ 健診実施にかかる事務処理や健診記録の管理については、引き続き船保会に委託する。

(2) 特定保健指導

- ・ 被保険者の実施方法に準じて実施することとする。